

『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取扱いは、以下のとおりです。

- 1 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区別され、センターから受取った配分金収入は、原則、所得税の確定申告をする必要があります。
ただし、配分金収入に対しては、租税特別措置法第27条より、55万円（ただし収入金額を限度とします）を上限として最低保証必要経費（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）が認められています。
- 2 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等の控除を行えます。
- 3 配分金収入と給与収入がある会員は、最低55万円（ただし収入金額を限度とします）の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、55万円から給与所得控除額を控除した残額が限度です。

【必要経費の額が55万円未満の場合の例示】

〔設例〕あるセンターの会員の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 63万円
- ② 給与収入 18万円（無料職業紹介による短期就職期間の賃金）
- ③ 公的年金収入 130万円

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額) (給与所得控除額) [雑所得(配分金所得)分の最低保障額]
 $550,000円 - 180,000円 = 370,000円$

(最低保障額の残額) (配分金収入) [雑所得(配分金所得)分の特例経費]
 $370,000円 < 630,000円 \rightarrow 370,000円 \rightarrow$ 最低保障額の残額で頭打ち
 したがって この場合

$630,000円 - 370,000円 = 260,000円$ が控除後の所得となります。→ (A)

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

i 65歳以上の場合： $1,300,000円 \times 100\% - 1,100,000円 = 200,000円$

ii 65歳未満の場合： $1,300,000円 \times 75\% - 275,000円 = 700,000円$

したがって、この場合 [i 200,000円・ii 700,000円] が控除後の所得となります。→ (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

(2)のiの場合： $(A) + (B.i) = 460,000円$

(2)のiiの場合： $(A) + (B.ii) = 960,000円$

(基礎控除)

(2)のiの場合： $460,000円 - 480,000円 = \langle$ マイナスとなるので0)

したがってこの会員の場合、課税所得はないので確定申告は必要ありません。

(2)のiiの場合： $960,000円 - 480,000円 = 480,000円$

したがってこの会員の場合、課税所得が480,000円となるので確定申告の必要があります。

※ 個人の状況により、控除額等が異なりますので、「確定申告に関する手引き等」を参考にしてください。

※ 法改正等により、控除額や計算方法が変更になる場合があります。詳細については税務署にお尋ねください。